

## 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(仙台市指定 第0475100376号)

当事業所はご契約者に対して、指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	9

### 1. 事業者

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 庄慶会       |
| (2) 法人所在地 | 仙台市青葉区五橋二丁目11番1号 |
| (3) 電話番号  | 022-223-1025     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 庄司 功         |
| (5) 設立年月日 | 昭和25年12月28日      |

### 2. 事業所の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所者生活介護事業所<br>平成12年4月1日指定 令和2年4月1日更新<br>※当事業所は特別養護老人ホーム洛風苑に併設されています。  |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、又必要な居室及び共用施設等を使用させ、短期入所生活介護に係る介護保険給付対象サービス及び対象外のサービスを提供します。 |

(3) 事業所の名称 社会福祉法人 庄 慶 会 特別養護老人ホーム 洛 風 苑

(4) 事業所の所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字新田 5 6 番地の 2

(5) 電話番号 022-394-4555

(6) 事業所長(管理者) 氏名 佐藤 繁

(7) 当事業所の運営方針

事業所の職員は、居宅要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画に基づく日常生活上の介護等を行うことにより、ご契約者の心身の機能維持、並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスの提供を行う。

(8) 開設年月日 昭和 57 年 7 月 1 日

(9) 営業日及び受け付け時間

営業日	年中無休
受け付け時間	月曜日～日曜日 9時～17時

(10) 利用定員 11 人(長期 100 人)

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。利用される居室は原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	3室	従来型個室で滞在費を算定
4人部屋	27室	多床室で滞在費を算定
合 計	30室	
食 堂	2室	
機能訓練室	1室	歩行補助平行棒等
浴 室	3室	一般浴(リフト2台)、機械浴(特殊浴槽2台)、個室
医 務 室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設、設備です。

☆居室の変更…ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、ご契約者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等との協議の上決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。  
(併設型・空床型)

R7. 5. 1 現在

職 種	人員配置 (常勤換算)	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1 名	1 名
2. 生活相談員	2 名	2 名
3. 介護職員	28 名以上	前年度利用者数平均と 介護・看護職員の合計が 3:1 以上
4. 看護職員	3 名以上	3 名
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名
6. 介護支援専門員	2 名以上	2 名
7. 医師	必要数	必要数
8. 栄養士	1 名	1 名

※ 常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当事業所における常勤職員の所定の勤務時間数 (例: 週 40 時間) で除した数です。

(例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名となります。

(8 時間×5 名÷40 時間=1 名)

但し、育児・介護休業等に関する法律により労働時間短縮の措置が講じられている者は、週 30 時間以上の勤務で常勤 1 名と取扱います。

※ 機能訓練指導員(兼務可)…看護職員のうち 1 名が機能訓練指導員を兼務しています。

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週 1 回 14:00~15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7:30~16:30 4 名 遅番 9:45~19:00 7 名 夜間 17:15~ 9:15 5 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 8:00~17:00 1 名 日中 8:45~18:00 1 名 遅番 9:45~19:00 1 名

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                            |
|----------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合     |
| (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、一定以上の所得がある利用者は8割、又は7割）が介護保険から給付されます。

##### 〈サービスの概要〉

##### ①食事に関する栄養管理（但し、食材料費及び調理にかかる費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7:45～                  昼食 11:45～                  夕食 17:45～

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・看護職員及び介護職員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

##### 〈 サービス利用料金（1日あたり） 〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・負担割合に応じて異なります。）

◎当施設では、介護職員等の処遇改善（賃金改善等）に関して、報酬告示（厚生労働大臣が定める基準）に適合し算定の要件を満たすものとして仙台市へ届け出を行い、又そ

の実績を仙台市に報告していることから、以下の金額（加算を含む）の他、所定単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱとして、サービス別加算率 13.6%を乗じて得た単位数により算出された金額が加算されます。

（令和 7 年 4 月 1 日より）

※ 下記料金表は、多床室（個室以外）と従来型個室（1 人部屋）共通の金額となります。

自己負担額：1 割	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,228 円	6,941 円	7,695 円	8,418 円	9,131 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,065 円	6,246 円	6,925 円	7,576 円	8,217 円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	623 円	695 円	770 円	842 円	914 円

自己負担額：2 割	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,228 円	6,941 円	7,695 円	8,418 円	9,131 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,982 円	5,552 円	6,156 円	6,734 円	7,304 円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	1,246 円	1,389 円	1,539 円	1,684 円	1,827 円

自己負担額：3 割	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,228 円	6,941 円	7,695 円	8,418 円	9,131 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,359 円	4,858 円	5,386 円	5,892 円	6,391 円
3. サービス利用に係る自己負担(1-2)	1,869 円	2,083 円	2,309 円	2,526 円	2,740 円

◎当事業所では、短期入所生活介護事業において介護職員総数のうち、勤続年数が 10 年を超える介護福祉士を 35%以上配置していることから上記料金に下記の料金が加算されます。

	自己負担額：1 割	自己負担額：2 割	自己負担額：3 割
1. サービス提供体制強化加算Ⅰ	227 円		
2. うち、介護保険から給付される金額	204 円	181 円	158 円
3. 自己負担(1-2)	23 円	46 円	69 円

◎当施設では、夜勤時間帯（22：00 から翌 5：00 までを含む連続した 16 時間）における介護・看護職員の配置（夜勤・早番・日勤・遅番の職員を含む）を手厚くし、常勤換算で最低配置基準を 1 名以上 上回る職員を配置していることから、上記自己負担額に下記の料金が加算されます。

	自己負担額：1割	自己負担額：2割	自己負担額：3割
1. 夜勤職員配置加算Ⅰロ	134円		
2. うち、介護保険から給付される金額	120円	107円	93円
3. 自己負担(1-2)	14円	27円	41円

◎短期入所生活介護サービスを利用するに際し、指定介護老人福祉施設入所者の入院等により、当該入所者の空床を利用した場合は、空床を利用した期間のみ、看護体制加算Ⅰロ（当施設では、常勤の看護師を1名以上配置しております）として、上記料金の、下記の料金が加算されます。

	自己負担額：1割	自己負担額：2割	自己負担額：3割
1. 看護体制加算Ⅰロ（空床利用期間のみ）	41円		
2. うち、介護保険から給付される金額	36円	32円	28円
3. 自己負担(1-2)	5円	9円	13円

◎ケアマネージャーが必要と認めた場合、送迎サービスを利用できます。通常を送迎地域は仙台市内となります。（病院から施設及び施設間の送迎は対象外となります）

	自己負担額：1割	自己負担額：2割	自己負担額：3割
1. 送迎サービス費	1,900円		
2. うち、介護保険から給付される金額	1,710円	1,520円	1,330円
3. 自己負担(1-2)	190円	380円	570円

◎当事業所を利用するに際し、居宅において訪問看護の提供を受けていたご契約者が、当該訪問看護事業所から派遣された訪問看護師により、健康上の管理等を受けることができます。その場合、上記料金に下記の料金が加算されます。但し、訪問看護の提供を受ける場合は、当該訪問看護事業所と当法人の間で事前の契約締結が必要となります。

	自己負担額：1割	自己負担額：2割	自己負担額：3割
1. 在宅中重度者受入加算（ニ）	4,348円		
2. うち、介護保険から給付される金額	3,913円	3,478円	3,043円
3. 自己負担(1-2)	435円	870円	1,305円

◎当事業所を利用するに際し、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認め、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合、短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、上記料金に、下記の料金が加算されます。

	自己負担額：1割	自己負担額：2割	自己負担額：3割
1. 緊急短期入所受入加算	929円		
2. うち、介護保険から給付される金額	836円	743円	650円
3. 自己負担(1-2)	93円	186円	279円

☆原則として、連続して 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所（指定居宅サービス基準に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む）することはできません。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する滞在費（光熱水費相当）及び食費（食材料及び調理にかかる費用相当）は別途いただきます。但し、特定入所者介護サービス費の対象者は、一部、介護保険より補足給付があります。

（下記（2）①②参照）

☆介護保険からの給付額及び特定入所者介護サービス費の補足給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ①滞在費

ご契約者の滞在に要する費用です。（光熱水費及び室料相当）

料金：多床室	1 日あたり	915 円
従来型個室	1 日あたり	1,231 円

#### ②食費

ご契約者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：1 日あたり 1,445 円（朝 445 円、昼 500 円、夕 500 円）

但し、入退所日及び外出等により 1 日 3 食を摂られない場合は、1 食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方）は、下記の料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。

第 4 段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。

利用者負担段階	食 費 (日 額)		滞 在 費 (日 額)			
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
第 1 段階	1,445 円	300 円	多床室 915 円	0 円	従来型個室 1,231 円	380 円
第 2 段階		600 円		430 円		480 円
第 3 段階 (1)		1,000 円		430 円		880 円
第 3 段階 (2)		1,300 円		430 円		880 円
第 4 段階	1,445 円		915 円		1,231 円	

### ③レクリエーション、サークル活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。

### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき 10 円

### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

◎おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

### ⑥テレビレンタル

ご契約者の希望により、各居室において、個人で視聴するテレビのレンタルサービスをご利用いただけます。

利用料金：1 日当たり 20 円

※ 同室者の迷惑とならないよう、イヤホン等のご準備をお願いいたします。

### ⑦理容・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃り）をご利用いただけます。

利用料金：2,000～4,050 円（実費：税込み）

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、毛染め）をご利用いただけます。

利用料金：5,200～14,000 円（実費：税込み）

※ ご契約者の希望により、出張サービスの手配をいたします。

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。



### (3) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市 介護事業支援課 施設指導係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区国分町三丁目7-1 022-214-8318 (FAX) 022-214-4443 9:00~17:00
仙台市青葉区 介護保険課介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉一丁目5-1 022-225-7211 (FAX) 022-225-5564 9:00~17:00
宮城県 国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区上杉一丁目2-3-6F 022-222-7700 9:00~17:00
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に 関する運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	仙台市青葉区本町三丁目7-4 022-716-9674 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護

説明者職名..... 氏名..... 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに身元保証人の情報を用いる他、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所.....

氏名..... 印

身元保証人

住所.....

氏名..... 印

(契約者との続柄 )

( )

住所.....

氏名..... 印

(契約者との続柄 )

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造・一部木造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 3,659.00 m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境 広瀬川のせせらぎ、野鳥のさえずり、青々とした樹木。そんな豊かな自然に囲まれながらも、市内中心部から車で20分と好立地な環境に恵まれている。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**生活相談員**…ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
2名の生活相談員を配置しています。

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言を行います。又、指定介護老人福祉施設のご契約者の機能訓練も行います。  
28名以上（常勤換算）の介護職員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の処置を行います。日常生活上の介護、介助も行います。3名以上（常勤換算）の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…指定介護老人福祉施設のご契約者の日常生活やレクリエーションを通じて、機能訓練指導を行います。1名の機能訓練指導員を配置しています。（看護職員が兼務）

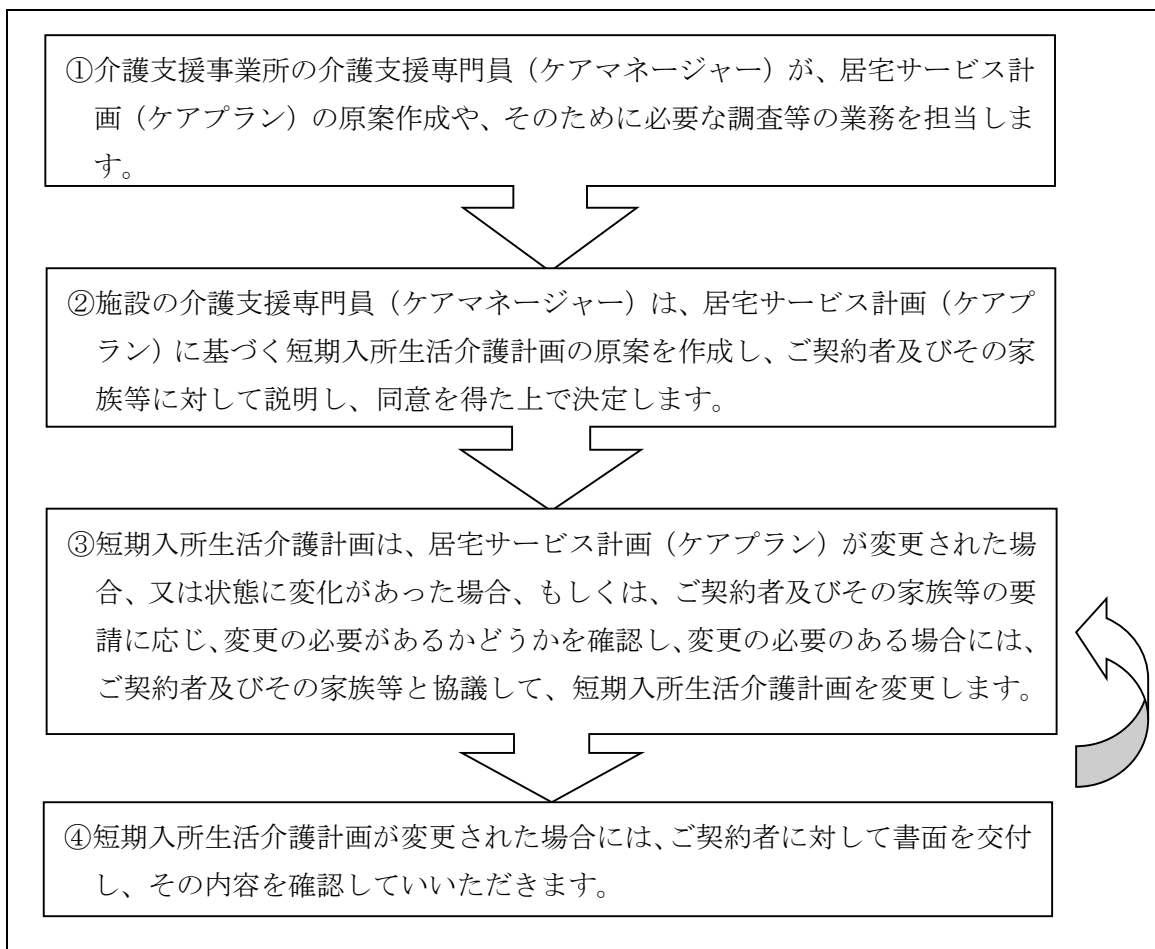
**介護支援専門員**…ご契約者に係る短期入所生活介護計画を作成します。2名以上の介護支援専門員を配置しています。

**栄養士**…ご契約者の食事に関する栄養管理を行います。1名以上の栄養士を配置しています。

**医師**…ご契約者に対して健康上の管理及び療養上の指導等を行います。

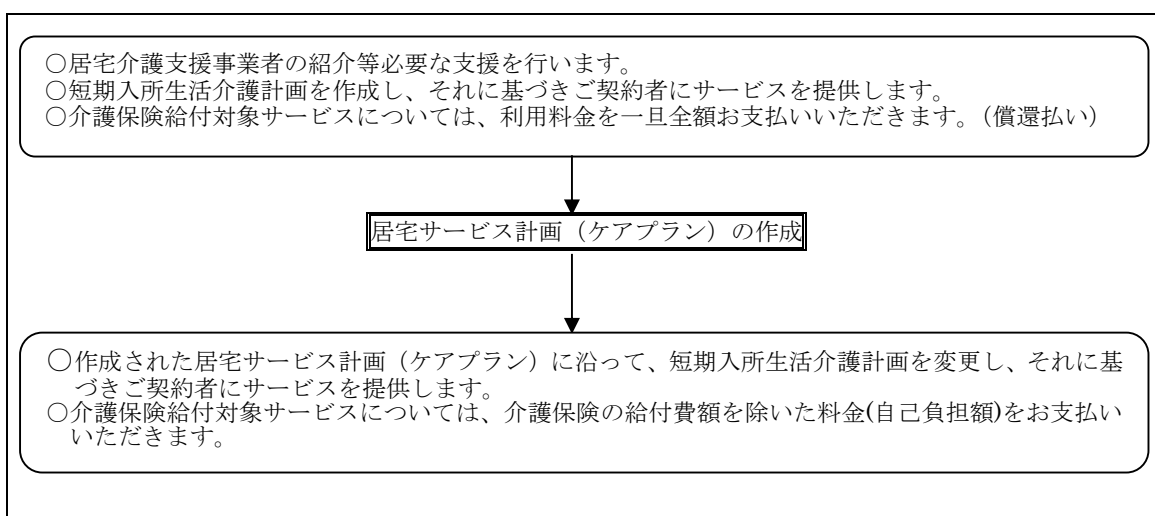
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

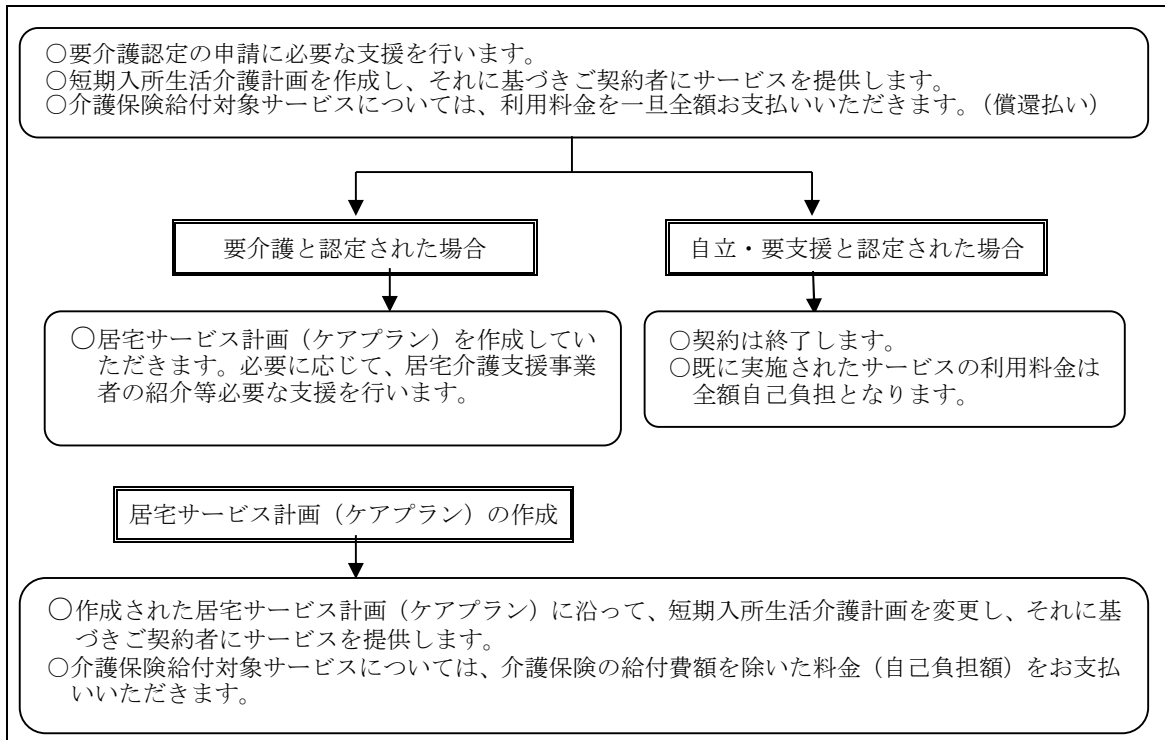


（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

**①要介護認定を受けている場合**



## ②要介護認定を受けていない場合



## 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。そのために、褥瘡対策委員会を設置します。
- ③事業者は、サービスの提供にあたって、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に努めます。そのために感染症対策委員会を設置するとともに、必要な措置を適切に実施するための担当者を置き、サービス従事者又は従業員に対して定期的に研修を実施する等の措置を講じます。又、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取し確認の上でサービスを提供する。
- ⑤ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。そのために身体拘束廃止委員会を設置するとともに、必要な措置を適切に実施するための担当者を置きます。サービス従事者又は従業員に対して定期的に研修を実施する等の措置を講じます。但し、例外的にご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ず実施する場合は、ご家族の同意を得るとともに、記録を作成するなど、適正な手続きにより一時的に身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者の人権擁護、虐待防止等の観点から、事業者は虐待の発生又はその再発を防止

するために、虐待防止委員会を設置し専任の担当者を置きます。必要な体制の整備を行うとともに、サービス従事者又は従業員に対して定期的に研修を実施する等の措置を講じます。

⑦事業者は、事故の発生又はその再発を防止するために必要な事故防止委員会を設置し、必要な措置を適切に実施するための安全対策担当者を置きます。体制の整備を行うとともに、サービス従事者又は従業員に対して定期的に研修を実施する等の措置を講じます。サービス提供時において、ご契約者の身体に急変その他緊急に処すべき事態、事故等が発生した場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡し、指示に従い適切な医療処置を行うと共に、家族及び管理者、市町村への報告等必要な措置を講じます。また、事故の場合は改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。

⑧ご契約者に提供したサービス及び事故の発生について記録を作成し、5年間保管すると共にご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑨事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得たご契約者又はご家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)但し、より良い介護サービスを提供するため、サービス担当者会議等でご契約者又はご家族の情報をを用いる事がある他、ご契約者に医療上緊急の必要性がある場合には医療機関等に、ご契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。その他、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を得た上で、ご契約者又はご家族等の個人情報をを用いることができるものとします。

## 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

※ご契約者がある場で食べきれぬ量の食品、職員が依頼した物品

### (2) 面会

面会時間 9:00～17:00

☆ 来訪者は、必ずその都度面会カードに記入し、面会カード入れに投函ください。

### (3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

**(4) 喫煙**

ご契約者は、施設内並びに敷地内で喫煙できません。

**(5) サービス利用中の医療の提供について**

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

**① 介護老人福祉施設 嘱託医**

医療機関の名称	高沢内科
所在地	柴田郡柴田町西船迫三丁目 5-1
診療科	内科、消化器内科、胃腸科

**② 協力医療機関**

医療機関の名称	国家公務員共済組合連合会 東北公済病院
所在地	仙台市青葉区国分町二丁目 3-11
診療科	内科、消化器内科、外科、整形外科

**③ 協力医療機関**

医療機関の名称	光ヶ丘スペルマン病院
所在地	仙台市宮城野区東仙台六丁目 7-1
診療科	内科、産婦人科、神経内科、ホスピス

**④ 協力医療機関**

医療機関の名称	イムス明理会 仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央四丁目 5-1
診療科	内科、消化器内科、外科、脳神経外科、婦人科、眼科、皮膚科

**⑤ 協力医療機関**

医療機関の名称	医療法人ひろせ会 広瀬病院
所在地	仙台市青葉区郷六字大森 4-2
診療科	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、心療内科、リハビリテーション科

**⑥ 協力歯科医療機関**

医療機関の名称	アート歯科クリニック
所在地	仙台市青葉区角五郎二丁目 17-12

**6. 損害賠償について (契約書第 13 条、第 14 条参照)**

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速

やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立もしくは要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）。

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷付けた場合、もしくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3) 契約終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 8. 防犯カメラの設置と運用

当施設のご利用にあたって、当施設では、ご契約者の安全を確保する為、防犯カメラを設置・運用しております。

- ① 当施設では、施設出入口付近及び廊下・食堂ホールの共用部分に、防犯カメラを設置しております。これは、防犯目的であることは勿論、職員の目が行き届かない時間帯、場所で発生した事故等について、正確な情報を得ることも目的としております。居室内・トイレ・入浴場等、利用者のプライバシーを侵す場所には、設置をしておりません。
- ② 防犯カメラの運用にあたって、事業者及びサービス従事者又は従業員は、ご契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

## 9. 広報誌（苑報 洛風）発行及び法人ホームページ上写真掲載について

当施設では、利用者の皆様の日常生活の様子や、年間の行事の紹介等を掲載する広報誌を年に 4 回発行予定とし、また法人ホームページも随時更新の予定です。利用者の皆さまの写真掲載については、ご同意を頂いた上で身元保証人様及び、関係する公的機関や各協力機関へ発送、ホームページ上の掲載とさせていただきます。ご協力をお願い致します。

## 特別養護老人ホーム 洛風苑の苦情解決制度についてのお知らせ

令和7年5月1日～	苦情解決責任者 (苑長) 佐藤 繁
-----------	-------------------

利用者及びご家族の皆様からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、本施設に苦情解決の仕組みを整えています。

